愛知県過疎地域持続的発展方針

~「くらし」・「ひと」・「しごと」を未来へつなぐ~ (2021年度~2025年度)

2021年8月



愛知県過疎地域持続的発展方針【2021年度~2025年度】

目 次

1 基	₹本的な事項	1
(1)	策定趣旨・位置付け	1
(2)	過疎地域市町村	2
(参考	f:過疎地域の要件)	3
(3)	過疎地域の現況	4
(4)	過疎地域持続的発展方針の基本的な方向	.10
(5)	過疎地域持続的発展方針の取組の柱	. 11
2 都	『道府県の責務	13
3 移	3住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成	.13
(1)	移住及び定住と地域間交流の促進、人材の育成の方針	.13
(2)	移住及び定住の促進の取組	.13
(3)	地域間交流の促進の取組	14
(4)	人材の育成の取組	14
(5)	外部人材等の活用	15
4 農	B林水産業、商工業、情報通信産業その他産業の振興及び観光の開発	15
(1)	産業振興の方針	15
(2)	農林水産業の振興の取組	16
(3)	地域産業の振興	17
(4)	企業の誘致対策	17
(5)	起業の促進	17
(6)	観光又はレクリエーションの振興	18
5 地	2域における情報化	18
(1)	地域における情報化の方針	18
(2)	地域における情報化を図るための取組	18
	ぎ通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	交通施設の整備、交通手段の確保の方針	19
(2)	国道、県道及び市町村道の整備	19
(3)	農道及び林道の整備	20
(4)	交通確保対策	20
	E活環境の整備	
	生活環境の整備方針	
	水道施設、汚水処理施設等の整備	
(3)	消防・救急施設の整備	21
	公営住宅等の整備	
(5)	土砂災害対策の促進	22
(6)	大規模災害への備え	22

(7)	自然環境・生物多様性の保全・利用の推進	23
8 子	子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	23
(1)	子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	23
(2)	子育て環境の確保を図るための取組	23
(3)	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	24
(4)	児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	24
9 医	≦療の確保	25
(1)	保健医療の確保の方針	25
(2)	無医地区対策の取組	25
1 0	教育の振興	26
(1)	教育の振興方針	26
(2)	公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	26
(3)	集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	27
(4)	県立高等学校の魅力化	27
1 1	集落の整備	28
1 2	地域文化の振興等	28
1 3	再生可能エネルギーの利用の推進	28
(1)	再生可能エネルギーの利用の推進の方針	28
(2)	再生可能エネルギーの利用の推進	28
1 4	男女共同参画社会の形成	29
1 5	都市地域を含む広域的連携の促進	29
1 6	持続可能な行財政基盤の確立支援	29
1 7	新たなライフスタイルへの対応	30

1 基本的な事項

(1) 策定趣旨・位置付け

本県の過疎地域(豊田市、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村。以下同じ。)の振興については、1970年の過疎地域対策緊急措置法以降、5次にわたる特別措置法の制定により、総合的かつ計画的な対策を実施してきたところである。

これまでの取組により、過疎地域においては、交通通信体系や生活環境の整備が進むとともに、都市との交流・連携の活性化、起業活動の活発化が図られ、その結果、観光レクリエーション利用者が増加傾向となるほか、一部の地域では、移住者の増加による社会増や年少人口の増加を達成するなど、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、この間、過疎地域全体としては、進学や就職を契機とした若年層の都市部への転出や自然減により少子高齢化が進み、今後も同様の傾向が見込まれ、経済活動の低迷や地域の担い手不足の深刻化、地域社会の支え合いの力の低下が懸念されている。

一方で、過疎地域に多く存在する森林は、木材の供給、災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全、生物多様性の保全、地球温暖化の防止など多面的機能を持っている。また、生活に潤いを与える豊かな自然や地域に根差した様々な祭りや伝統芸能など、都市部では味わうことができない時間を過ごすことができる存在ともなっており、都市部地域を含めた県全体を支える重要な役割を果たしているこの地域が元気で豊かであることが愛知県の発展になによりも重要である。

さらに、リニア中央新幹線や設楽ダムなど、この地域の発展に大きく寄与することが期待されるビッグプロジェクトが控えており、またリモートワークを通じた働き方の変化や新しい人の動きも出ている。

このような環境の変化を踏まえ、過疎地域の持続的発展を図るための県が行う対策の大綱であるとともに、過疎地域市町村等が過疎地域持続的発展市町村計画等を定める際の策定指針として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「過疎法」という。)や県が重点的に取り組むべき政策の方向性を示した「あいちビジョン2030」、それに基づく過疎地域を含む地域を対象とした個別計画である「あいち山村振興ビジョン2025」に基づき、2021年度から2025年度を計画期間とした愛知県過疎地域持続的発展方針を策定するものである。

(2) 過疎地域市町村

本県では、過疎法に基づき、以下の市町村が指定されている。

根拠条文	市町村名	地域
過疎法第2条	設楽町、東栄町、豊根村	各町村全域
過疎法第3条	新城市	旧鳳来町、旧作手村の地域
過疎法附則第7条	豊田市	旧小原村、旧足助町、旧旭町、 旧稲武町の地域



(参考: 過疎地域の要件)

【全部過疎地域の要件(過疎法第2条)】

- 1又は2に該当する地域
- 1(1)かつ(2)の地域
- (1)人口要件(以下のいずれかに該当すること)
- ア 40 年間人口減少率(※1)が 28%以上、かつ、25 年間人口増加率(※2)が 10% 未満
- イ 40年間人口減少率が23%以上、かつ、25年間人口増加率が10%未満、かつ、 高齢者比率(※3)が35%以上
- ウ 40 年間人口減少率が 23%以上、かつ、25 年間人口増加率が 10%未満、かつ、 若年者比率(※4)が 11%以下
- エ 25年間人口減少率(※5)が21%以上
- (2) 財政力要件
 - 2017年度~2019年度の3カ年平均の財政力指数が0.51以下
- 2 40年間人口減少率が23%以上、かつ、2017年度~2019年度の3カ年平均の財政 力指数が0.4以下、かつ、25年間人口増加率が10%未満

【一部過疎地域の要件(過疎法第3条)】

- 1又は2に該当する区域
- 1 2017 年度~2019 年度の3 カ年平均の財政力指数が 0.64 以下の市町村のうち、以 下のいずれかに該当する区域
 - (1)40年間人口減少率が28%以上、かつ、25年間人口増加率が10%未満
 - (2)40年間人口減少率が23%以上、かつ、25年間人口増加率が10%未満、かつ、高齢者比率が35%以上
 - (3)40年間人口減少率が23%以上、かつ、25年間人口増加率が10%未満、かつ、若年者比率が11%以下
 - (4)25年間人口減少率が21%以上
- 2 2017 年度~2019 年度の3カ年平均の財政力指数が0.4以下の市町村のうち、40年間人口減少率が23%以上、かつ、25年間人口増加率が10%未満の区域

【経過措置適用地域の要件(過疎法附則第5条~第8条)】

※豊田市は附則第7条に該当

過疎地域自立促進特別措置法(旧過疎法)において過疎地域とされていた市町村の 区域のうち、過疎法第2条及び第3条等の地域(区域)以外の区域

- ※1 40年間人口減少率 : 1975年~2015年の国勢調査による 40年間の人口減少率
- ※2 25 年間人口増加率 : 1990 年~2015 年の国勢調査による 25 年間の人口増加率
- ※3 高齢者比率 : 2015年の国勢調査による高齢者(65歳以上)の比率
- ※4 若年者比率 : 2015年の国勢調査による若年者(15歳以上30歳未満)の比率
- ※5 25年間人口減少率: 1990年~2015年の国勢調査による25年間の人口減少率

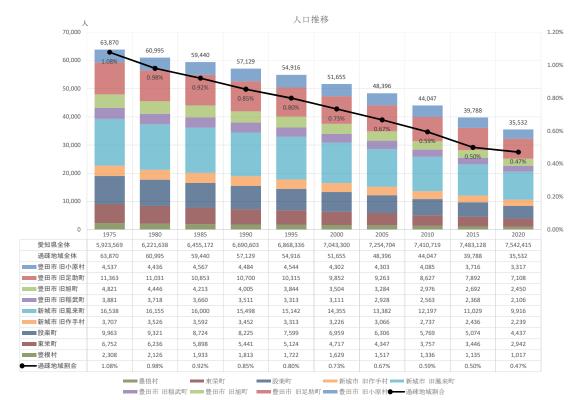
市町村の状況

Ti	 頁目	40 年間	25 年間	2015年	2015年	財政力指数※	
<u>-</u>	ર II	人口減少率	人口減少率	高齢者比率	若年者比率	別以刀相数	
	旧小原村	18. 10%	17. 13%	36. 60%	12.03%		
豊田市	旧足助町	30. 55%	26. 24%	37.84%	11. 14%	1. 47	
□ 重田川	旧旭町	44. 16%	32. 78%	43. 76%	8.73%	1.47	
	旧稲武町	38. 98%	32. 55%	43.75%	7.94%		
新城市	旧鳳来町	33. 31%	28.84%	40.89%	10. 43%	0. 57	
村/双川	旧作手村	34. 29%	29.43%	43. 31%	9.69%	0.57	
設楽町		49.07%	38. 31%	47. 32%	7. 29%	0. 24	
東	栄町	48.96%	36. 67%	48.75%	6. 76%	0. 19	
豊	根村	50.82%	37. 40%	48. 46%	4.85%	0. 26	

※2017年度-2019年度の3カ年平均

(3) 過疎地域の現況

① 人口 ※2020年国勢調査 (人口等基本集計) が公表されたことに伴い、2020年人口数値を追記 県全体の人口は、1975年から2015年までの40年間に約592万人 から約748万人の約26.4%増加したのに対し、過疎地域の人口は、40年間で約6万4千人から約4万人の約37.5%減少するなど、山間部に なるほど減少傾向が高い。

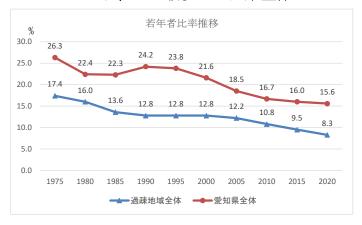


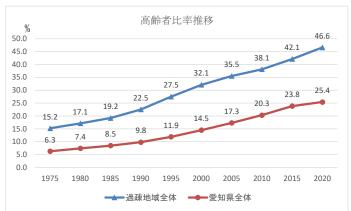
出典:総務省「国勢調査」

② 若年者比率·高齢者比率

県全体では1975年から2015年までの40年間で若年者(15歳以上30歳未満)の比率が約10.3%減少し、65歳以上の高齢者の比率は約17.5%増加している。また、2015年の年齢区分別人口の割合は、14歳以下が13.8%、15歳から64歳までが62.4%、65歳以上が23.8%である。

これに対し過疎地域では、若年者の比率が約7.9%減少し、65歳以上の 比率が約26.9%増加している。また、年齢別の割合は、14歳以下が 9.0%、15歳から64歳までが48.9%、65歳以上が42.1%であ り、65歳以上では県全体と比べて18.3%以上比率の差がある。

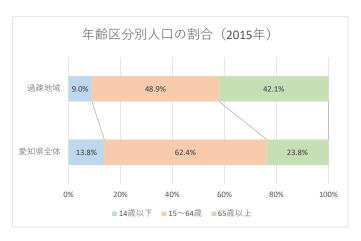


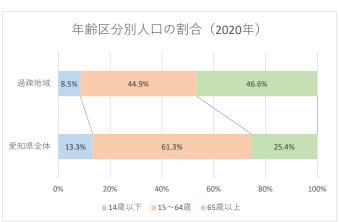


出典:総務省「国勢調査」

		1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
過疎地域	若年者比率	17.4%	16.0%	13.6%	12.8%	12.8%	12.8%	12.2%	10.8%	9.5%	8.3%
迴蛛吧戏	高齢者比率	15.2%	17.1%	19.2%	22.5%	27.5%	32.1%	35.5%	38.1%	42.1%	46.6%
愛知県全体	若年者比率	26.3%	22.4%	22.3%	24.2%	23.8%	21.6%	18.5%	16.7%	16.0%	15.6%
	高齢者比率	6.3%	7.4%	8.5%	9.8%	11.9%	14.5%	17.3%	20.3%	23.8%	25.4%

出典:総務省「国勢調査」





出典:総務省「国勢調査」

③ 地理

ア面積

過疎地域の面積は約1,383 km と愛知県全体(約5,173 km)の26.7%を占めている(2021年1月1日現在)。

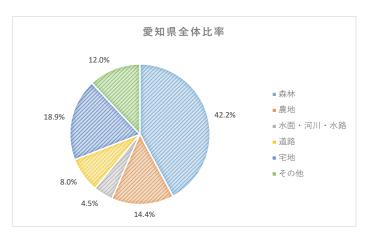
イ 土地利用

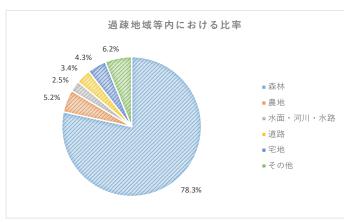
過疎地域(一部過疎地域外(新城市)及び特定市町村(豊田市)の地域外を含む)における土地利用状況を面積でみると、農地は地域面積の5.2%に当たる10,248ha(2019年7月15日現在)、森林は78.3%に当たる154,375ha(2020年3月31日現在)となっている。

県内の森林面積に占める過疎地域(一部過疎地域外(新城市)及び特定市町村(豊田市)の地域外を含む)の森林面積は70.8%であるが、同様の農地面積の割合は13.8%となっている。

(単位:ha)

土地利用面積	行政面積	森林	農地	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
愛知県全体	517,000	218,053	74,200	23,316	41,453	97,654	62,151
愛知県全体比率	-	42.2%	14.4%	4.5%	8.0%	18.9%	12.0%
豊田市(全域)	91,832	62,426	6,340	2,819	3,840	6,801	9,516
新城市(全域)	49,923	41,415	2,770	1,079	1,571	1,370	1,717
設楽町	27,394	24,846	796	284	693	183	553
東栄町	12,338	11,208	223	151	273	133	351
豊根村	15,588	14,480	119	634	323	48	-
過疎地域等合計	197,075	154,375	10,248	4,967	6,700	8,535	12,137
県内における比率	38.1%	70.8%	13.8%	21.3%	16.2%	8.7%	19.5%
過疎地域等内における比率	1	78.3%	5.2%	2.5%	3.4%	4.3%	6.2%





出典:愛知県「2020年版「土地に関する統計年報」」

森林が大半を占めるこの地域は、多様な生物が生息・生育する豊かな自然環境を有しており、田之士里湿原、伊熊神社社叢、大沼、白鳥山、砦山の5地域(面積0.4k㎡)が愛知県自然環境保全地域に指定されているほか、天竜奥三河と愛知高原の2つの国定公園と段戸高原、振草渓谷、本宮山、桜淵の4つの県立自然公園が指定されており、その面積は392.05k㎡(2021年3月31日現在)に及んでいる。

豊かな自然環境は、県民のライフスタイルの多様化に応じて保健・休養・レクリエーションの場として利用されるとともに、森林は、木材生産や生物多様性の保全の機能以外にも水源のかん養、洪水や土砂の流出等の災害防止、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止など多くの多面的機能を有していることから、安全安心な県民生活に大きく寄与している。

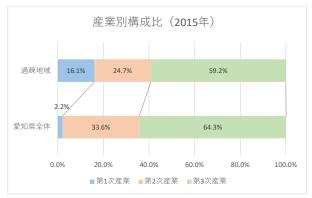
ウ 都市地域からの距離

過疎地域から都市地域までの距離をみると、豊田市中心部・岡崎市まで 15~60km、豊橋市まで25~60km、名古屋市まで35~80km、静岡県浜松市中心部まで40~100kmの範囲にあり、また、それぞれの市町村から中心都市への所要時間は30分から2時間以内と、都市地域に比較的近い場所に位置することが、本県過疎地域の強みである。

④ 分野別状況

ア産業・雇用

過疎地域における産業・雇用対策としては、人口流出を抑制し、定住を促進するために定住環境を整備しつつ、企業誘致や第三セクターの設置等UIJターン者や若者に対する雇用創出に努めてきた。この地域(一部過疎地域(新城市)及び特定市町村(豊田市)を除く)での就業者数は、産業別構成比(2015年国勢調査)でみると、第1次産業16.1%、第2次産業24.7%、第3次産業59.2%である。県全体の第1次産業2.2%、第2次産業33.6%、第3次産業64.3%と同様に、第2次、第3次産業の割合が大きくなっているが、第1次産業の割合が県全体より13.9%高く、第1次産業がこの地域の基幹的産業であることを裏付けている。



出典:総務省「2015年国勢調査」

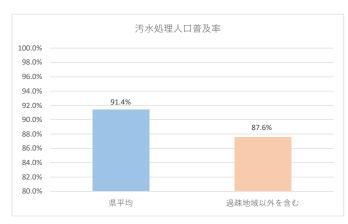
イ 交通・生活環境

過疎地域においては、近年各種施設の整備水準はかなり改善されつつあるが、県内の他地域と比較すると様々な面で依然として格差がみられる。

例えば、交通施設では、市町村道の舗装率が県平均89.4%に対し85.9%(2019年3月31日現在)であり、これは旧豊田市や旧新城市も含めた数値となっている。なお、過疎法第2条に指定されている地域(設楽町、東栄町及び豊根村)のみでは、78.0%(2019年3月31日現在)であり、舗装率は依然として低く、都市地域への近接性という強みを生かすためにも、日常生活での移動や緊急活動等に当たって、幹線道路及び集落相互間の連絡機能道路等の整備は引き続き重要な課題である。

また、生活環境施設では、水道普及率によると、その整備状況はかなり改善されつつあるが、一方で汚水処理人口普及率は、県平均91.4%に対して87.6%(2019年度末現在)であり、これは旧豊田市や旧新城市も含めた数値となっているため、過疎地域に限定すると依然として格差は大きいと考えられる。





ウ 医療体制

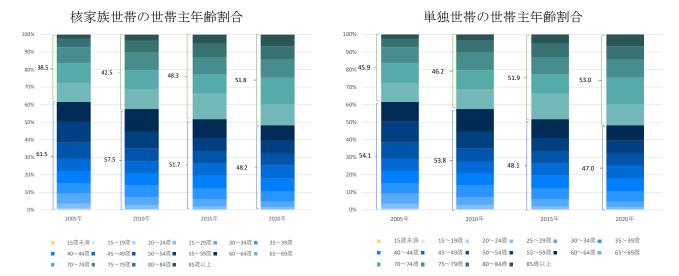
この地域には無医地区が存在し、また、診療所のある地域においても医療従事者や医療設備等は十分とはいえない状況にある。

エ 定住促進と都市との連携・交流

一部の地域では社会増を達成したものの、依然として、若年層の転出が進み、また、一人暮らしの高齢世帯及び高齢者のみの夫婦世帯の割合が高くなっている。そのため、地域においては、共助機能など集落が果たしてきた生活の基礎的な機能の維持が困難になりつつある。また、将来的に集落の消滅が予想される地域においては、耕作放棄地や適切な管理が行われない森林の増加等による県土保全機能の低下が懸念される。

一方で、若い世代を中心に地方暮らしに関心がある人々が増えており、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を契機としたリモートワーク等の普及によりその志向はさらに高まっている。

これまでの取組・成果を引き継ぎつつ、新しい人の動きを本県過疎地域に波及させ、関係人口の創出・拡大や移住定住の促進を加速させていく必要がある。



出典:総務省「国勢調査」(新城市(一部過疎地域外を含む)、設楽町、東栄町、豊根村)

オ 教育・地域文化の振興

学校教育の状況としては、2020年5月1日現在の過疎地域における小学校、中学校の児童数・生徒数は、それぞれ1,434人、708人である。 学校数は、小学校29校、中学校10校である。

過疎地域では、高等学校等への進学や就職を契機とした若年層の都市部への転出が見られることから、当該地域にある高等学校の魅力化や地元への愛着や関心を深め、将来的なUターンや関係人口としての地域の担い手としての参画などを促進していく必要がある。

また、社会教育については、公民館、体育館等の公共施設の整備が進み、これらの施設が、地域住民の生活や社会活動に大きな役割を果たしており、地域活動や地域住民のコミュニティの拠点として、最近では、住民参加による地域づくりなどの話し合いの場などにも活用されている。

地域文化の状況としては、過疎地域市町村において、地域固有の郷土芸能や生活文化が伝承されている。また、文化遺産や史跡等が多く残されていることから、祭りや伝統行事などの地域資源を生かした伝統文化の継承活動を通して、高齢者の積極的な参加により世代間の交流が促進され、子ども達の郷土愛を深めている。このような状況を踏まえながら、都市との交流や地域芸能の広域的活動などの新しい要素を取り込み、誇りある地域の個性を育てることが期待されている。

(4) 過疎地域持続的発展方針の基本的な方向

過疎地域においては、若年層の都市部への転出や少子高齢化などにより、今後も人口減少の傾向が続く見込みであり、経済活動の低迷や地域の担い手不足の深刻化、地域社会の支え合いの力の低下が懸念される。

高齢化や地域経済の縮小による共助機能の低下は、公助ニーズの拡大を招き、若年層の都市部への転出、少子高齢化の進行による担い手不足による支え合いの力の低下は、これまで地域で実施していた寄合や草刈等の共同作業や、伝統文化・伝統芸能の継承にも大きな影響を与える。

また、農林業の担い手不足は、森林や農地・農業水利施設などが有する多面的機能の発揮にも支障を及ぼすこととなるなど、依然として厳しい状況にある。

一方で、設楽ダム、リニア中央新幹線、アジア競技大会など、過疎地域の発展に寄与することが期待されるビッグプロジェクトも控えており、また、リモートワークを通じた働き方の変化や新しい人の動きも出ている。

このような中で、これまで行ってきた取組・成果を引き継ぎながら、新しい人の動きや時代に合わせた取組を行うことで、将来にわたって安全安心に暮らせる地域をつくり、環境変化に柔軟に対応する元気で豊かな地域づくりを実現するため、基本目標を以下のとおりとし、目標を達成するため、4つの視点による取組を推進する。

【基本目標】

環境変化に柔軟に対応する元気で豊かなあいちの山里 〜安全安心な生活と活力の維持向上〜

①安全安心に住み続けられる地域づくり

道路、公共交通、情報通信などの社会基盤の整備や森林・農地の維持保全に引き続き取り組み、災害などにも対応した安全安心に住み続けられる地域を目指す。

②住みたくなる地域づくり

関係人口の創出・拡大や就業支援などにより、新たな人の動きを活かし、活力が維持できる地域とすることで、住みたくなる地域を目指し、交流・定住を促進する。

- ③地域経済の循環が促進される地域づくり
 - 過疎地域に大きな影響を与えるビッグプロジェクトの進展による人の動きや、 名古屋圏などの大都市圏に近接する全国的にもめずらしい特性を活かし、地 域経済を循環させ発展につなげる。
- ④SDGsの理念を踏まえた持続可能な地域づくり 過疎地域は、森林のCO₂吸収機能など多面的機能をもつことから、国連が掲 げるSDGsの理念を踏まえ、環境・経済・社会の調和のとれた持続可能な 地域づくりに向けて重要な役割を果たしていく。

(5) 過疎地域持続的発展方針の取組の柱

「環境変化に柔軟に対応する元気で豊かなあいちの山里〜安全安心な生活と活力の維持向上〜」の実現に向けて、2025年度までに重点的に取り組むべき5つの柱のもとで各種施策に取り組む。

5つの取組の柱

柱1 安全安心で持続可能な地域社会づくり

生活に欠かせない道路網の整備・バス路線の確保、生活基盤の維持・拡充 を行うことで、将来にわたって安全安心に暮らせる地域社会をつくる。

柱2 関係人口の創出・拡大と地元愛の醸成

首都圏等都市部在住者の地方への関心が高まっている現状を活かし、都市 部在住者の移住や関係人口の創出・拡大により、将来的な地域の担い手を 育成する。

柱3 なりわいを育てる

事業承継や移住者による継業を推進するとともに、地場産業である農林業の担い手確保や、地域に必要な「なりわい」の担い手を育てる。

柱4 地域資源のさらなる磨き上げ

リニア中央新幹線の開業等を見据え、広域観光ネットワークを構築するとともに、地域に根差した観光資源を深堀りした上で、旅行者の誘客強化を図る。

柱5 新たなライフスタイルへの対応

テレワークやワーケーション、ドローンを活用した物流促進など、新しい技術を活用することで、これまでにない山間地域での暮らしのあり方を確立する。

あいちビジョン2030





過疎地域持続的発展方針等



あいち山村振興ビジョン2025

新たなライフスタイル への対応

安全安心で持続可能 な地域社会づくり

地域<mark>資源の</mark> さらなる<mark>磨き上げ</mark>

関係人口の創出 ・拡大と地元愛の醸成

なりわいを育てる

環境変化に柔軟に対応する 元気で豊かなあいちの山里 ~安全安心な生活と活力の維持向上~

2 都道府県の責務

県は、過疎法第1条に定める目的を達成するため、過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連携調整並びに人的及び技術的支援その他必要な援助を行う。

また、過疎地域市町村を一律に捉えるのではなく、都市部への距離、地域の特性、自然環境、各市町村におけるまちづくり戦略を考慮し、地域別の視点を導入してきめ細やかな分析・対応を行う。広域自治体であることで実施可能な過疎地域全体の情報発信を県内外に積極的に発信するとともに、人口が減少しても活力が維持できる地域づくりを過疎地域市町村、地元団体、企業等と一丸となって進める。

3 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成

(1) 移住及び定住と地域間交流の促進、人材の育成の方針

過疎地域市町村では、これまでの取組により、一部地域で社会増を達成するなど成果を上げている。一方で、依然として、若年層の都市部への転出や、少子高齢化が進み、地域の担い手不足が深刻化しているため、引き続き、地域に必要な「なりわい」の担い手や就農者等を支援する仕組みづくりを進めるとともに、魅力発信等を行うことで、移住及び定住の促進を図る。

また、地域に関心を持ち、関与する関係人口は、地域の担い手として活躍することにとどまらず、地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、地域経済の発展につながることが期待できる。このため、首都圏等都市部在住者の地方暮らしへの関心が高まっている状況を活かし、首都圏等都市部在住者の関係人口の創出・拡大により、都市との絆を深める。

(2) 移住及び定住の促進の取組

「産業首都あいち」と呼ばれるほど、産業県のイメージが強い愛知県では、豊かな自然や独自の伝統文化を有しているというイメージがさほど強くはない。そのため、地方暮らしへの関心が高まっている中で、首都圏等都市部在住者が考える「地方」の意味を意識しながら、移住先としてイメージしやすくなるための情報発信を行う。

また、情報発信に当たっては、歴史や文化、伝統行事、自然景観等、他地域にはない地域資源や歴史資源を活かし、「モノ」のみではなく、産品の生産者、風土、歴史などのストーリーとともに情報発信を行う。

首都圏等都市部在住者の地方暮らしへの関心の高まりを過疎地域に波及させる ために、東京都等での移住相談の機能強化や就労支援等を行う。

(3) 地域間交流の促進の取組

施策の展開に当たっては、地域住民はもとより、企業、大学、NPO、ボランティアなどを巻き込み、大学から創り出される「知」を活かす取組や企業のCSR活動やNPO活動などを地域として受け入れていくなど、多様な主体の連携を促進していく。

過疎地域には、地域おこし協力隊や、県の支援により地域内で起業した者等、様々な人材が活動している。こうした人材のネットワークは、多くが過疎地域内にとどまり、地域外とのネットワーク形成はさほど強くない状況である。そのため、過疎地域を超えたネットワークの形成を進めることで、事業の連携などによる相乗効果を生み出し、活動が一層充実するための支援を行う。

(4) 人材の育成の取組

過疎地域では、地域おこし協力隊や、県の支援により地域内で起業した者等により、起業活動等が活発化してきている。

これらの動きの一層の活発化を図るため、各地域の商工会や農業協同組合等との連携を深めることによって、過疎地域が一丸となって新規起業者や就農者等を支援する仕組みづくりを進める。

また、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することが期待できる特定地域づくり事業協同組合制度の活用支援等を行う。

農業においては、地域農業を担う基幹経営体及び基幹経営体を目指す経営体等に対して、補助事業や制度資金の利活用を促進し、計画的な経営改善の支援を行うとともに、経営の発展段階に応じた経営管理や技術指導を行う。さらに、集落営農の組織化・法人化への誘導、地域の生産組織等への指導などを通じて、多様な経営体を支援する。

農起業支援センターにおいて、企業やNPOなどの農業参入を支援するとともに、就農希望者への就農相談や就農後の技術・経営指導を実施する。

林業においては、愛知県林業労働力確保支援センター等と連携して、森林・林業の魅力発信や林業への就業相談を実施するとともに、経験年数や知識・技術レベルに応じた計画的かつ体系的な研修を実施する。

水産業においては、ニジマス等の養殖事業者に対して、水産試験場の技術指導 や制度資金の利活用促進などを通じて、経営体を支援する。

スマート農林業など、次世代の農林業を担う人材育成に向けた教育の充実を図るとともに、農業と他の仕事を組み合わせた働き方である半農半Xの実践促進に向けた取組を検討することで、多様な農業の担い手確保を推進する。

(5) 外部人材等の活用

移住者の増加や、ワーケーションなど、新たな人の動きの活発化が見込まれる中で、こうした方々と地域とをつなげる中間支援組織が必要となり、特に移住者による新しい起業活動には地域の理解が必要である。

「愛知県交流居住センター」を中心として、中小企業や小規模事業者の活発化、特に企画力・雇用力等の向上を図るため、兼業・副業・プロボノ人材受入のための交流機会の提供等を通じて関係づくりの支援を行う。

都市部在住者との関係強化による担い手の拡大を図るため、「知る」、「足を運ぶ」、「地域住民と関わる」、「コミュニティに参加する」など、段階に応じた地域との関係を深める取組を進める。

地元出身者の地元への愛着や関心を深め、将来的なUターンや地元定着に結びつけるために、地元産品、地元企業の魅力発信やイベント開催などを通じて地元の魅力を再発見し、地元への愛着や関心を高めるための取組を進める。

4 農林水産業、商工業、情報通信産業その他産業の振興及び観光の開発

(1)産業振興の方針

過疎地域では、多様な産業に従事している住民が多いことから、商工会が行う 事業を利用する、特定の産業に偏らず、小規模であっても魅力的な職場、事業を 創出することが必要である。

農林水産業については、森林や農地の多面的機能の維持・向上や鳥獣害被害の軽減に向けた取組を推進し、将来にわたって農林水産業の生産力を維持する必要がある。また、農林水産業の競争力を向上させるため、「地域ブランド」の確立と販路の拡大を図るとともに、森林資源を活かす循環型林業の実現や「愛知産ジビエ」の消費拡大の取組を推進する。

また、これまでの交通通信体系の整備により、企業の立地条件は改善されてきたが、今後は、従業員及びその家族の生活環境や教育環境の整備を進めることが必要である。

一方、自然環境、伝統文化や歴史に対する意識が高まる中で、体験型・滞在型 の観光・レクリエーション産業の振興を図ることが必要である。

さらに、高齢化社会に対応するためには、介護サービスに関連する産業の体系 化を支援することが重要である。

(2)農林水産業の振興の取組

①森林・農地等の保全・整備

森林や農地は、木材や食料の生産の場であるだけでなく、雨水の貯留浸透による洪水緩和などの防災・減災機能や自然環境の保全、CO2吸収、水源かん養などの様々な機能を有している。これらの多面的機能の維持・向上のため、あいち森と緑づくり税などによる間伐の推進や市町村による森林環境譲与税を活用した森林整備の支援、地域住民等が参加した農地の保全活動等への支援などを推進する。

将来にわたって農業の生産力を維持するため、優良農地を確保・維持し、農業 水利施設等の機能が確保されるよう、施設の整備・更新や長寿命化を推進する。

河川漁場が有する多面的機能を維持するため、地元漁業者等が実施する保全活動を支援するとともに、放流用アユ種苗の生産により、内水面の漁場資源の増大を図る。

②鳥獣害対策の推進

シカやカラス等の野生鳥獣による農林業への被害が多発しており、鳥獣害による農作物被害は営農意欲の減退やそれに伴う荒廃農地の増加にもつながりかねないため、鳥獣による農作物被害の軽減に向けて、各種助成制度を活用し、施設の整備や捕獲活動に対する支援や、県境に生息する個体に対応するため、近隣県との連携を図る。

被害防止に向けては、農家や林家による対策に加え、市町村、関係団体と連携した地域ぐるみによる取組が必要であり、また、狩猟者の確保が課題となっている。このため、狩猟者の確保に向け、狩猟免許試験及び狩猟免許更新検査の休日開催や三河地域での開催に努めるとともに、狩猟免許取得に係る支援や啓発等により、捕獲の担い手確保に努める。

シカ等の大型獣類の生息域拡大等によりヤマビルの生息地が拡大し、林業従事 者等への被害が発生していることから、過疎地域市町村等と連携し、現地研修を 実施するなど、被害の防止に取り組む。

③農林水産業の競争力向上

本県は全国有数の農業県であるが、全国的な知名度は必ずしも高くはないため、 農林水産物のブランド力強化に向け首都圏におけるトップセールスの実施やメディアの活用、商談会への参加などにより、地域農林水産物を広くPRし、「地域ブランド」の確立と販路の拡大を図る。

本県の充実した森林資源を活かす循環型林業の実現に向け、林道等の整備やICT等を活用した木材需給情報システムの導入などスマート林業の推進、エリートツリーの普及、木材利用の促進などの取組を進める。

県内で捕獲されたイノシシとニホンジカを地域資源として位置づけ、地域での

利活用を促進するため、「愛知産ジビエ」の消費拡大の取組を推進する。

過疎地域では、ニジマス等の養殖が行われており、特に県水産試験場で開発した「絹姫サーモン」は市場価格が高く、地域のブランド品となっている。さらに、豊根村では「チョウザメ」を活用した地域活性化に力を入れており、豊根村産の「キャビア」の生産が期待されている。こうした、地域資源を活用した情報発信を行うことで、新たな人の誘客を促進する。

(3) 地域産業の振興

イノベーションを巻き起こす力強い産業づくりの基盤となるのは中小・小規模 事業者であり、自らの強みである技能・技術やサービスをしっかりと確認し、磨 き上げ、発信していくことが必要である。そのため、経営や取引先開拓、設備投 資、新規事業展開・事業承継などに関する総合的な支援を行う。

移住者によるなりわい継承(継業)を促進するため、「愛知県交流居住センター」において、先導的モデル事業を行い、県と市町村、金融機関などと研究を進めるとともに、地域産業を支える中小企業の人材確保に向けて、「あいちUIJターン支援センター」において、県外からのUIJターン就職を支援する。

(4) 企業の誘致対策

過疎地域においては、交通基盤あるいは工業用水等の産業関連基盤が未整備であることや若年労働力が少ないことなど、企業立地上の問題点が多いので、交通 基盤や産業関連基盤の整備を推進することが必要である。

その際、過疎法、地域未来投資促進法による各種の優遇策を十分活用しつつ、 近郊都市地域の産業展開と関連させながら、「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針」に基づき企業誘致に取り組んでいく。

具体的には、地域の環境を生かした先端技術産業・研究開発拠点の整備などを 進めていく。市町村が主体となって行う工業基盤の整備、地域ぐるみの企業誘致 活動を、引き続き県としても積極的に支援する。

(5) 起業の促進

過疎地域では、地域おこし協力隊や、県の支援により地域内で起業した者等により、起業活動等が活発化してきている。

これらの動きの一層の活発化を図るため、各地域の商工会や農業協同組合等との連携を深めることによって、過疎地域が一丸となって新規起業者や就農者等を支援する仕組みづくりを進める。(再掲)

(6) 観光又はレクリエーションの振興

歴史や産業、自然、食文化、祭りなど、本県の過疎地域ならではの地域資源を 一層磨き上げるとともに、特定のテーマの魅力を市町村や県の境界を越えて結び つけたり、異なるテーマの魅力を関連するストーリーでつなげてアピールするこ とや観光交流拠点となる「道の駅」の活用により、滞在時間の延長や宿泊の促進、 満足度の向上に取り組む。

観光客の受入体制を整備するため、新たな観光ブランドを活用し、地域で稼ぐ 意識を引き出す取組を支援する。

外国人の方が自由に旅行できるよう、愛知県多言語コールセンターの運営や観 光施設費等補助金等により、市町村、観光関係事業者等の取組を支援する。

国定・県立自然公園においては、市町村と連携し、優れた自然の風景地の保護とともに、自然との触れ合いの場、アウトドア・レクリエーションの場として、公園計画との整合性を持たせながら、利用の増進を図る。

豊かな自然を活かし、サイクリングやトレッキングなどが楽しめる環境が整っていることに加え、マラソン大会などのスポーツ大会が盛んに行われていることから、アウトドアスポーツツーリズムの推進など、スポーツを通じた集客・交流を促進する。

2026年度に開催が予定されているアジア競技大会を活かし、各市町村のスポーツ振興や活性化に貢献するため、市町村が定めた特定競技を重点的に普及・支援する仕組の構築を図る。

5 地域における情報化

(1)地域における情報化の方針

県内の過疎地域では、採算性の問題から民間事業者の進出が進まず、携帯電話の不感エリアが散在するなど、地域間の情報格差が生じている。

住民の生活の利便性向上、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等を図るため、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び地域住民が情報通信技術を活用する能力を取得するための機会の提供等を図っていく。

(2) 地域における情報化を図るための取組

不感地域が残る携帯電話等の移動通信については、移動通信用鉄塔等の整備など、不感地域解消に向けた市町村の取組を支援する。

観光拠点等における公衆無線LAN環境の充実に向けた取組を支援する。また、 5 Gなどの導入や情報通信基盤設備の更新については、国への要望を始め、新し い情報通信基盤整備の在り方について関係市町村との協議等を行う。

社会のデジタル化に誰もが取り残されないよう、高齢者等へのICT教育を検討するとともに、遠隔・オンライン学習に関する環境整備により、感染症対策に万全を期するとともに、GIGAスクール構想の更なる加速・強化を図る。

ドローンについては、物流での活用や災害時の支援物資運搬にも期待されているため、実験や導入に向けた市町村の取組に対して支援する。

農業では、ドローンを活用した水田管理などの栽培管理技術の開発、林業では 航空レーザ計測で得られる詳細な森林資源情報や地形情報を活用し、森林施業の 効率化・省力化を進める。

6 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

道路網は生活や災害時への対応など、日常生活に欠かすことができないものであり、地域を持続的に発展させるためには、地域外の各拠点との交流に資する広域幹線道路ネットワークの一層の強化が重要である。

近年、都市と過疎地域を結ぶ交通網の整備等により時間距離が短縮されつつあるが、今後も、都市との交流、移住定住の促進、産業等の振興を促進するため、 過疎地域の交通体系の整備を推進する。

また、基幹的な市町村道、農道及び林道の代行整備についても推進していく。 主要な公共交通機関であるバスは、人口減少や少子高齢化等に伴う利用者の減 少により、その運行維持はますます困難な状況となっている。このため、乗合バ スや市町村営バスについては、国の補助制度とともに県単独の補助制度による助 成措置を講じ生活路線の確保を図っていく。

(2) 国道、県道及び市町村道の整備

国道については、国道151号、257号、301号、420号、473号、 県道については、主要地方道長篠東栄線、豊橋乗本線、阿南東栄線、東栄稲武線 等の整備を推進する。

また、三河山間地域(過疎地域以外を含む)と静岡県、長野県を結ぶ三遠南信 自動車道は、日常生活や仕事、観光など、県境を越えた交流を促進する重要な道 路であり、県内未開通区間を含む早期の全線供用に向けて事業を促進する。

あわせて、住民の生活道路であり、過疎地域において基幹道路と指定されている道路については、過疎法に基づく県計画や地方創生道整備推進交付金等を活用して、県代行制度による整備を進める。

地域の交通ネットワークの整備を進めることにより、市街地と過疎地域の活性

化、各観光拠点へのアクセス向上、産業の活性化、住民の生活サービスの向上、 定住条件の強化を図る。

また、市町村が事業主体となって整備する市町村道についても同じく地方創生道整備推進交付金等を積極的に活用し整備を図る。

(3) 農道及び林道の整備

農道は、農業経営の機械化、合理化に寄与するだけでなく、地域の生産活動、 住民生活にとって重要な役割を果たしており、今後とも、各地域の特性に応じた 規模・構造により、その整備・保全を図る。

林道は、木材の搬出のほか間伐などの適切な森林整備のために不可欠な施設であり、また、住民生活の利便性向上にも重要な役割を果たしている。林業生産の効率化、低コスト化を図るため、今後とも、作業道も含めた林内路網の整備を一層推進していく。また、既設林道について舗装事業等を行うことにより、林道の機能を充実し、生産基盤の整備拡充に努める。

(4) 交通確保対策

過疎地域においては、バスが主要な公共交通機関である地域が多いため、通院、通学にはバス路線の維持・確保が重要である。そのため、乗合バス事業者が運行し、かつ複数市町村をまたぐ広域的・幹線的路線について、国と協調して経費の一部を補助するとともに、市町村が運行するバス路線についても、まちづくりの観点を踏まえた、地域の実情にあったバス路線の維持、確保に加え、改善に対する支援を行う。

過疎地域の東側を運行し、飯田方面又は豊橋方面に向かう重要な鉄道である JR飯田線については、鉄道事業者に対して、ICカード乗車券の未導入区間の 解消に努めること、地域の輸送需要に応じた輸送量の増強を図ること、各種イベ ントや情報発信を通じた魅力ある沿線の地域づくりに積極的に協力することを働 きかける。

技術の進展により自動運転など様々な新技術の研究などが行われており、これらを活用することで、これまでにない暮らしを実現することが可能である。高齢者等の住民の移動手段を確保するため、グリーンスローモビリティや超小型モビリティの導入促進、自動運転の実証実験などの支援を行う。

7 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備方針

水道の未普及地域の解消等を図るとともに、全県域汚水適正処理構想に基づいて、下水道及び農業集落排水の整備や浄化槽の普及をより一層進め、過疎地域の定住環境を整備する。

(2) 水道施設、汚水処理施設等の整備

① 水道施設

平野部に比べ水道普及率がやや低く、自家用の井戸などにおける衛生上の問題も憂慮されることから未普及地域の解消を図る必要がある。

また、地域の生活基盤としての役割から水需要への量的安定対応とともに水洗トイレなどの普及等生活水準の質的向上にも対応する。

さらに、水道施設を良好な状態に保つため、施設の維持・修繕を適切に行う とともに、老朽化した施設を計画的に更新していく必要がある。

県としては、公衆衛生の向上と福祉の増進を図るため、過疎地域をはじめと する三河山間地域の簡易水道に係るこれらの施設整備に対し支援する。

② 汚水処理施設

農山村の中心集落や自然保護を必要とする区域などにおいて実施される、特定環境保全公共下水道などの整備を促進するため、引き続き整備に対する技術的支援に努める。また、各地域の実情に応じて、農業集落排水施設の機能強化や浄化槽の普及などを的確に組み合わせ、総合的な汚水処理施設整備推進に努める。

③ ごみ及びし尿処理施設

過疎地域のごみ及びし尿処理施設は、各市町村の処理計画に基づき、他の地域を含めた一部事務組合等により整備されているが、引き続き適正な処理を行うため、広域化を考慮しつつ廃棄物処理体制の一層の整備を進める。

(3)消防・救急施設の整備

過疎地域4市町村(新城市、設楽町、東栄町、豊根村)及び特定市町村(豊田市)すべてにおいて消防常備化が実施されている。そのうち2市が単独、3町村(設楽町、東栄町、豊根村)が事務委託により消防を常備化している。

この地域は森林面積が多いという特殊性から、林野火災における大規模な被害を防止するための消防施設の整備が必要である。しかしながら、若年層の減少による消防団員の減少と高齢化が著しく、消防力の低下が懸念される。このため、

若者定住を図り、後継者対策を進めるとともに、自主防災組織の充実を図ることが重要である。

隣接する市町村と締結している消防相互応援協定等の協力体制を一層深めるほか、住民の方の防災意識の向上や、小型動力ポンプ付積載車等の基礎的な消防施設の整備に対する支援を行う。

専門的かつ高度な教育訓練を受けた救急救命士を養成するとともに、防災ヘリコプターによる火災防御、捜索・救助及び救急搬送を行う。

(4) 公営住宅等の整備

都市部在住者の地方への移住に対するニーズが高まっている一方で、過疎地域には不動産事業者の数が都市部と比較すると少ない。そのため、移住や二地域居住のニーズに対する空き家・空き地の紹介は、市町村によって行われ、契約を行う段階では当事者間の取引となっている事例がある。空き家・空き地の取引には、専門的な知識が必要であり、媒介等には宅地建物取引業免許が必要となるため、不動産関連団体等と連携し、市町村の取組に対して支援を行う。

UIJターン者などの受け皿としての市町村営住宅の整備に取り組みながら、 民間の空き家住宅の活用に向けた情報提供や改修支援等にも努めていく。

(5) 土砂災害対策の促進

過疎地域の多くは急峻な山間部に位置し、地域内には多くの土砂災害危険箇所 (土石流、地すべり、がけ崩れ)が存在している。土砂災害危険箇所内には、人 家や避難路、要配慮者利用施設等が存在し、豪雨や地震時には土砂災害発生のお それがある。地域の安心、安全な生活を確保するため、砂防事業・地すべり対策 事業・急傾斜地崩壊対策事業等による土砂災害対策を進めるとともに、土砂災害 関連情報の提供、土砂災害警戒区域等の指定及び周知などのソフト対策をあわせ て進める。

(6) 大規模災害への備え

南海トラフ地震については、愛知県全域に甚大な被害をもたらすことが想定され、2018年1月には今後30年以内の発生確率が70~80%に見直しがされるなど発生の切迫性が高まっている。また、洪水、土砂災害などの風水害により、集落の孤立が懸念される。これらの災害リスクへの備え、災害時に対応するために、被災時の救急活動・物資輸送を支える道路の整備、土砂災害対策、治山事業などの山地災害対策、農業用ため池等の農業水利施設の耐震対策や豪雨対策に加え、防災へリコプターによる火災防御、捜索、救助及び緊急搬送等を行う。

災害リスクの高い地区においては、それぞれの区域の警戒避難体制の状況、防 災施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案しながら、土地利用の適切な規 制を行う。

大規模災害後の迅速な復旧・復興に備え、過疎地域の市町村に対して、地籍調査の実施や将来の地籍調査に向けて概ねの境界を調査・記録する効率的手法導入推進基本調査の取組などの働きかけを行う。

(7) 自然環境・生物多様性の保全・利用の推進

豊かな自然環境を有する過疎地域は、「森林資源の宝庫」とも言え、これらの自然環境等を次世代につなぐために、地域をよく知る地元関係者やNPO、企業、生態系ネットワーク協議会等との連携のもと、「生態系ネットワーク」の形成と「生物多様性主流化の加速」からなる「あいち方式2030」を推進し、自然環境の保全活動や環境学習に対する支援を行う。

8 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

人口減少の進行や家庭や地域社会の変容、暮らしや働き方の多様化などを背景に、特に生産年齢人口が減少するなか、福祉・保健・医療を取り巻く課題やニーズが増大、複雑・多様化しており、福祉・保健・医療サービスの持続可能性への懸念や、地域で共に支える社会の構築の必要性が高まっている。

限られた人的・物的資源を有効に活用し、福祉・保健・医療サービスのより一層の充実を図りつつ、世代や分野を越えて多様な主体が参画し地域を共に創っていく「地域共生社会」、そして一人ひとりがその人らしく活躍する「すべての人が輝くあいち」の実現が求められる。

そのため、「地域共生社会」、「すべての人が輝くあいち」を目指し、福祉・保健・医療分野の様々な取組を進める。

(2) 子育て環境の確保を図るための取組

妊娠期から子育て期に至る保護者の様々なニーズに対して、切れ目なく総合的な相談支援が提供できるよう、研修の実施等により子育て世代包括支援センターの充実強化を図るなど、市町村における取組を支援する。

県民の母子保健に関する様々なニーズに対応するため、事例検討や研修を通じて市町村や医療機関等関係職員の資質向上を図る。

市町村が妊娠届時に把握した妊婦の抱える不安等を早期の支援につなげ、子育 てに関する不安や多胎育児家庭の孤立感や不安の軽減を図れるよう、保健師や助 産師等による乳児家庭への全戸訪問や養育支援訪問等の市町村における取組を 支援するとともに、NPOなど多様な主体による家庭訪問型の子育て支援を促進 するなど、訪問支援の充実を図る。

保育や教育に要する費用や医療費の軽減、各種手当等により、子育でに係る経済的負担の軽減を図る。

県のポータルサイトにおける子育て支援情報の提供や、市町村が共同利用する「AIを活用した総合案内サービス」への情報提供により、子育て家庭の情報収集に関する利便性の向上を図る。

(3) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

過疎地域では、都市部と比較すると高齢化が進展しており、今後、後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護状態となる高齢者の増加が見込まれるため、元気に暮らし続けられるように、健康づくりや介護予防の推進、元気な高齢化者の活躍への支援を行うとともに、介護人材の確保を含め、介護サービス基盤の充実に取り組む。

障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域での生活の場の充実と生活を支える人材の確保を図ることが重要である。そのため、グループホーム等の整備及びグループホーム等で働く世話人等の確保支援を行う。

2020年度末現在、特別養護老人ホーム5か所をはじめとする各種老人福祉施設や、介護老人保健施設3か所、また、高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に有する生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)が4か所整備されており、特別養護老人ホームとの機能分担を図りつつ、密接な連携を保ちながら効果的な運営に努める。

より積極的に高齢者が自分の能力を発揮し、社会への貢献を実感することにより、生きがいをもって暮らせるよう、高齢者の知識、経験、技能等が有効に発揮できるような機会の整備を図っていく。そのためにあいちシルバーカレッジ、老人クラブの育成、各種スポーツ大会の開催などの広範な社会参加支援策を推進する。

(4) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化によって、周囲から子育ての支援を得ることが困難な状況となり、育児の孤立感・不安感を感じる親が増えているとともに、過疎地域や子ども減少地域では、身近な地域での保育機能の確保が求められている。

また、子どもの貧困対策や児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のための取組を進めていく必要がある。

これらの子ども・子育てに関する課題を解決するために、幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、地域の多様な保育サービスに対応するとともに、子どもの貧困対策や、条例に基づく児童虐待防止

対策等の取組を行うことにより、すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援の充実に努める。

9 医療の確保

(1) 保健医療の確保の方針

将来にわたって住み続けることができるまちづくりを行うためには、安全安心かつ持続可能な医療体制等の確保が重要である。

地域医療を中心的に担っている足助病院と新城市民病院の2つのへき地医療拠点病院及びへき地診療所に対して、引き続き運営・整備への助成等を行うとともに、医師の確保、看護師、その他医療従事者の確保を図るため、医療機関の取組を支援する。

感染症対策については、検査体制の充実や受入病床の確保、医療資機材の整備を始め、医療提供体制の強化を図るとともに、福祉施設においても、感染症拡大防止対策として、資機材の備蓄への支援を行う。

救急患者に係る救急医療については、一次救急となる休日・夜間診療所や二次 救急となる広域的な病院群輪番制を積極的に活用するとともに、救急医療情報シ ステムの運営やドクターへリに対する財政支援を行う。

へき地診療所については、運営の助成等を行うことで、医療体制の確保を行う とともに、特区制度を活用したオンライン服薬指導など、新しい医療の在り方に ついて、過疎地域市町村の取組支援を行う。

(2) 無医地区対策の取組

必要に応じて、へき地医療支援機構で無医地区等への巡回診療の調整を行うと ともに、へき地診療所の整備及び患者輸送車の整備などに努めていく。また、地 域に勤務する保健師の確保や定着に努め、保健活動の充実及び保健医療の確保に 努める。

10 教育の振興

(1) 教育の振興方針

学校教育については、今後とも、引き続き優れた教職員の確保及び教育環境の整備等に努め、教育水準のより一層の向上を図るとともに、遠距離通学者の便宜を図る施策の充実に努める。

この地域では、環境教育に関わる野外学習の取組も盛んになっている。こうした動きは、都市との交流を強める上でも重要なものである。このため、これらの地域を本県の広域的な野外教育の場、体験学習の場として位置付け、野外教育施設を最大限活用しつつ必要な条件整備を推進していく。

さらに、愛知県内3地区で実施され、うち2地区が過疎地域で実施されている 連携型中高一貫教育については、これまでの成果を踏まえ、異学年・異校種の生 徒同士が共通した体験を行うなどの活動を通じて、地域に根ざした人材育成を進 め、生徒の個性や創造性を伸ばすなど、過疎地域ならではの教育環境の整備を進 める。

一方、社会教育については、都市地域と比較して民間の事業が少なく、公民館 等公的な社会教育施設が相対的に大きな役割を果たしている現状を踏まえながら、 引き続き市町村等における施設の整備・充実、学習機会の提供、指導者の育成、 学習方法の開発などに努める。

(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

恵まれた自然環境の中で、調和のとれた人間を育成していくことをめざし、児童・生徒一人一人が能力を十分発揮し、かつ、充実した意義ある学校生活を送ることができるように、県及び市町村が連携を図りながら、教育施設の整備に取り組んでいく。

学校統合に関しては、過疎地域における中学校の統合はほぼ完了しているが、小学校については2021年5月1日現在159学級中32学級が複式学級となっている。小学校の統合については、学校のもつ地域的意義を踏まえて学校運営上の問題や教育効果に及ぼす影響などを慎重に考慮するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、引き続き検討を進める必要がある。それにともない、統合に必要な校舎、屋内運動場、寄宿舎、教職員住宅、プール、給食施設、スクールバス等の整備を図る。

また、小・中学校危険校舎の改築を逐次推進し、小規模校における教育環境改善のための施設整備に努める一方、へき地学校の特性・実態を踏まえた学習内容の研究と実践、教育機器利用による学習方法の開発等により、教育活動の充実を図る。さらに、優秀な中堅教職員の派遣及び教職員の資質向上のための研修の充実に努める。

さらに、児童生徒が近年の急速な情報化の進展に対応できるようにするために、 情報機器の整備や情報教育等を充実させ、都市部との格差を生じないよう配慮す る必要がある。

(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

施設整備に当たっては、図書館、総合体育施設等、比較的規模が大きく単一的機能をもつ施設については、広域的な経済社会生活圏等を含め、関係市町村がそれぞれの社会教育機能を分担する方向で計画的に配置するとともに、地域内の小規模施設がそれらとネットワークを形成し、その機能を高めることに配慮する。住民に身近な公民館、コミュニティセンター等の施設については、住民活動の拠点として複合的な機能をもったものとして整備を進め、また、既存施設の有効利用に努める。あわせてスポーツ・レクリエーション施設についても整備、充実に努める。

また、学校施設等については、地域活動の場等としてもより広く活用できるよう配慮するとともに、廃校となった施設等については必要な補修等を行った上で、 宿泊施設や交流施設とするなど残された価値の積極的な活用を支援する。

さらに、これら施設の相互利用システムの確立、施設へのアクセス手段の整備、 開催イベントや利用方法などに関する広域広報活動の強化についても検討する。

(4) 県立高等学校の魅力化

県立高等学校については、「県立学校施設長寿命化計画(2019年3月策定)」 に基づき、学校施設の大規模改造や長寿命化改修を実施する。

地域の活性化には学校教育や、地域を支える人材を育成するための学び場が地域に設けられていることが重要である。そのため、豊かな自然・文化を活かした特色ある学科・コースの設置により、市町村や地元企業等との連携によるインターンシップの充実を通じて、地元の魅力に触れられる取組を推進するなど、高校生に地域課題の解決等を通じた探究的な学びができる教育活動を実施する。

本県唯一の林業科がある田口高校をコミュニティ・スクールとし、地域と連携した系統的なキャリア教育、山間地におけるICT技術の効果的な活用及びスマート林業推進のための学びの充実に向けた研究を進める。

11 集落の整備

集落単体での課題対応・解決が困難になっている小規模高齢化集落の維持・活性化のため、周辺集落との連携を促すことにより、集落の持つ共助機能の再生・維持や、関係人口の創出・拡大などによる集落の担い手の育成を図る。

外部人材を受け入れる集落に対しては、集落支援コーディネーターの派遣など を通じた集落支援を行う。

12 地域文化の振興等

国の重要無形民俗文化財に登録されている「花祭」や「三河の田楽」など、有形・無形の文化財を始めとする貴重な伝統文化が伝承されているが、後継者不足により、保存・継承が危ぶまれている。伝統文化の確実な保存・継承を図るために、文化財の修理・記録保存・活用を進める。

伝統文化を優れた文化資源として、その魅力を県内外に広く発信して、後継者 の育成や観光の振興による地域の活性化につなげる。

13 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

自然環境や人々の暮らしに深刻な影響を及ぼす気候変動を抑制するため、2015年に採択されたパリ協定を契機に本格化した、日本を含め世界の国や自治体、企業などにおける地球温暖化対策の取組は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、より加速していくことが見込まれる。

今後、脱炭素社会を見据え、徹底した省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入拡大・地産地消、深刻化する気候変動への適応など、地球温暖化対策に着実に取り組む。

(2) 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーの主力電源化に向け、全国的にみても日照時間が長い本県の地域特性を活かした太陽エネルギーの更なる活用や、バイオマス、小水力等の再生可能エネルギーの導入拡大・地産地消を推進する。

14 男女共同参画社会の形成

各施策に共通するものであるが、農林水産業や、医療、福祉、教育、観光、環境、防災など、様々な分野の地域活動に女性が参画し、男女共同参画の視点を取りいれていくことは、新たな視点や多様な発想を生み、過疎地域が抱える様々な課題の解決にもつながることから男女共同参画社会の形成を図る。

女性の活躍促進に向けた企業の取組支援や企業経営者等の意識改革を図る取組を推進する。

15 都市地域を含む広域的連携の促進

都市地域との近接性というポテンシャルを活かし、都市地域を含む広域的な枠組で施策を実施していくことが効果的である。

水源を一にする地域間においては既に環境保全などを中心に上流域と下流域が 連携した取組が行われており、こうした既存の取組をベースとして一層の普及・ 定着を図っていく必要がある。

一方、充実した都市機能を持つ名古屋や尾張地域、近隣県との連携が十分では ないことから、今後は、各分野の施策展開の中で、これらの方面との連携を強化 する。

16 持続可能な行財政基盤の確立支援

過疎地域市町村の多くは、2005年度に市町村合併を行っているが、 2020年度には普通交付税の合併算定替適用期間が終了するなど、今後、市町 村の財政状況は相当程度厳しくなることが見込まれている。

安全安心な地域社会づくりを進めるためには、市町村の行財政基盤を安定していることが重要であるため、市町村の行財政基盤が持続的に安定するよう、行財政基盤の確立に対する支援を行う。

地域に重要な公共交通であるバス路線についても、運行しているバス車両の老 朽化が進んでいる。そのため、安全安心な運行に欠かせない車両の更新が必要で あるため、更新に対する支援を行う。

17 新たなライフスタイルへの対応

新型コロナウイルス感染症拡大防止を契機とした新しい生活様式への対応により、首都圏等在住者など、都市部在住者の地方での暮らしに対する関心が高まっている。この関心の高まりを本県過疎地域市町村に波及させるため、ビデオ会議システムなどを活用したオンラインでの情報発信手法の強化・充実することで、関係人口の創出や移住促進を図る。

過疎地域では、一部施設では起業活動やリモートワークの実施が可能であるが、 実施できる場所が限られていることから、テレワークやワーケーションが可能な 施設を整備するとともに、施設間の連携を進め、訪れやすい地域づくりを進める 必要がある。

そのため、都市部に近いという特性を活かしたテレワークやワーケーションのあり方について、実証実験等を行うことで検証し、本県過疎地域の特性を活かしたテレワーク・ワーケーションの促進を図る。

働き方改革の普及啓発活動等を通じて、中小企業等の働き方改革を促進するとともに、テレワークに関する相談に対応するなど、導入支援を行う。

未知なる感染症の流行に際しては、その特徴や規模、地域の特性などに応じ、 県民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小化できるよう、平時から体制づくりを 進める。